

報告第29号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日

つくば市長 五十嵐立青

4 事故の概要

相手方1が相手方2所有の車両で、つくば市道5-2563号線を西に向かって走行していたところ、道路上の窪み約3.5cmによって運転操作を誤り、ガードレールに接触して車両左側の扉を損傷させたもの

5 損害賠償額

金73,500円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方1に対し、金 73,500 円を支払う。
- (2) 相手方1及び相手方2は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市、相手方1及び相手方2は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。